

平成27年度  
長野県住宅審議会（第1回）  
会議録

日時：平成27年6月16日（火） 午後1時30分から

場所：長野県庁 3階 特別会議室

長野県建設部

## 平成27年度第1回 長野県住宅審議会

### 1 開 会

#### ○布山建築住宅課企画幹

ただいまから長野県住宅審議会を開催いたします。私、本日の進行を務めさせていただきます建築住宅課企画幹の布山澄と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日お集まりの委員の皆様方には、大変お忙しいところ、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。はじめに、長野県建設部長の奥村康博からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○奥村建設部長

長野県建設部長の奥村康博でございます。住宅審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、日ごろより、住宅行政をはじめとする県行政の推進のためにご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

昨年度、長野県では、もう何度も言われていることですが、7月の南木曽災害、9月の木曽の御嶽山、11月の神城断層地震、そしてまた本日も浅間山の活動が若干活発になっているところがございますが、こういった非常に大きな自然災害に多数見舞われております。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

また、災害復旧等に当たりまして、建設事業者の皆様、あるいは関係団体の皆様には、本当にひと方ならないご尽力をいただきました。改めまして御礼申し上げます。今年度に入りましても、自然災害等、発生しているところがございます。県といたしましても、引き続き県民の防災意識を高めて、耐震化対策など、生活の大きな基盤であります住宅などへの被害を最小限に抑えてまいりような施策を進めてまいりたいと思っております。

さて、県では、住宅行政の根幹となります基本的な計画としまして、「長野県住生活基本計画」を策定しております。平成23年から平成32年度を計画期間として取り組んでいるところがございます。本年度は計画期間の半ばを迎えるということから、社会情勢の変化や施策に対する評価を踏まえまして、新たに平成28年度から平成37年度を計画期間といたします「長野県住生活基本計画」を策定してまいりたいと考えております。この見直しに当たりましては、県民の皆様に対する意識や要望等を把握するためのアンケート等の調査を実施したいと考えておりますので、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っております。

また、第6期長野県高齢者プランの策定を受けまして、「長野県高齢者居住安定確保計画」の

一部改定を行います。高齢者が生き生きと生活できる社会づくりの構築につきまして、ご意見とご指導等をいただければと思っております。

この審議会におきまして委員の先生方からいただきますご意見、ご提言につきましては、これからの県の住宅施策に反映させていく所存でございます。この場では忌憚のないご発言とご審議をお願いできればと考えております。それでは本日のご審議、よろしくようお願い申し上げます。以上でございます。

○布山企画幹

恐縮ですが、奥村部長、所用によりここで退席させていただきます。

### 3 議 事

○布山企画幹

審議に先立ちまして、審議会の幹事が、4月1日付の人事異動により変更となっております。お手元の資料に幹事名簿を記載させていただいております。

本日の審議会につきましては、委員10名のところ、柳田委員がご都合により欠席され、9名の皆様にご出席をいただいております。長野県住宅審議会条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

ここからの進行につきましては、長野県住宅審議会条例第6条第1項の規定により、藤居会長様をお願いを申し上げます。それでは、藤居会長様、よろしくお願いいたします。

○藤居会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事は、3件となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事を進行させていただきます。その前に、例によりまして、本日の審議会の議事録署名人の方をお願いしたいと思います。本日は、委員の中から、宮川委員さんと宮崎委員さんに議事録をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 長野県住生活基本計画見直しのための「住まいに関する県民アンケート」の実施について

○藤居会長

それでは、次第に従いまして、まず1番目『長野県住生活基本計画見直しのための「住まいに関する県民アンケート」の実施について』を、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○村松委員

会長、一つよろしいですか。説明が始まる前をお願いですが、今までの会議を見ていると、かなり資料の説明が丁寧に行われているような感じを受けます。事前に資料をいただいております。

すので、できるだけ要約していただいて、ポイントとか、資料に書いてないようなことはご説明いただいて、できるだけ手短にやっただいて結構だと思いますので、よろしくお願ひします。

○藤居会長

分かりました。では簡潔にお願いいたします。

○岩田建築住宅課長

建設部建築住宅課長の岩田隆広でございます。それでは説明させていただきます。

資料1をごらんください。「長野県住生活基本計画見直しのためのアンケートの実施について」でございます。私からは、基本計画の位置付けと、スケジュールについて、ご説明させていただきます。

1の基本計画の(1)位置付けですが、住生活基本法第17条による、都道府県の計画の策定となっております。点線の中に2つ書いてございますが、全国計画、それから都道府県の計画がございます。全国計画につきましては、現在、国のほうで具体的に検討しており、今年度末をもって全国計画を定めるというような動きになっております。

点線の下でございますけれども、都道府県計画、第17条のところ、記載のとおり、都道府県については、全国計画に即して、住生活基本計画を策定するという位置付けとなっております、本日、アンケートの内容をご意見いただくというような流れでございます。

それから点線の下、現在の計画の期間、それから現行計画については、別紙により後ほどご説明します。(4)計画の見直しですが、住生活基本計画につきましては、10年の期間を計画の目標で行っておりますけれども、おおむね5年ごとに見直しをするということで、28年度の見直しを検討しているところでございます。

2のスケジュールでございます。27年度のところを見ていただきますと、現在、全国計画については、国の社会資本整備審議会の住宅地分科会で、見直しを進めており、この年度末に全国計画の見直しを決定するという動きになっています。それを受けまして、網かけの部分、長野県の計画でございますが、本審議会におきましてもご意見をいただく中で、27年度はアンケートを実施し、それを取りまとめた内容で28年度に具体的な計画の内容をお示しし、さらにパブリックコメントを経まして、28年末には見直しを行っていきたいという計画でございます。

資料、1枚めくっていただきますと、現在の長野県住生活基本計画の概要を記載してございます。左上に基本理念、左下に基本的な視点ということで3つの項目がございます。これを受けまして、右側に計画の現在の目標でございますけれども、1から5の大きな目標をそれぞれ記載した内容で計画を進めているところでございます。

それからもう1枚めくっていただきますと、これらの計画の目標それぞれについて、数値目標を定めております。左上の例でいきますと、環境の関係ですが、四角く3つほど書いてあります。新築住宅の省エネ基準の達成目標時期、それから達成値等もそれぞれ掲げて、この計画を推進しています。これを、来年度、具体的に、現在の住生活、住宅ニーズに応じたものに見直すということで、今回はそのアンケートを実施したいという内容でご意見をいただきたいというところでございます。

#### ○藤原建築住宅課主査

建築住宅課の藤原と申します。資料1の右側のアンケートの案からは、私からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、目的ですが、計画の見直しの資料とするために、県民の意識やニーズ等を把握するために実施するものです。時期は、今年の9月からを予定しており、対象は、県内在住の満20歳以上の男女2,000名を抽出して実施する予定です。その抽出におきましては、広く世論調査ですとか、前回までのこの県民アンケートでも同様のやり方でしたけれども、人口比等を考慮して、各市町村の選挙人名簿から無作為抽出をするという層化二段無作為抽出法といった手法で2,000名の方を選びまして、郵送にてそれぞれの方にお送りして回答をいただくという方法を予定しております。

アンケートの内容、調査項目の概要についてですが、まず、この県民アンケートは、住生活基本計画の策定や見直しの都度、5年ごとにこれまでも行ってきております。その経年変化といえますか、推移といったほうが適切かもしれませんが、その分析を行うために、前回実施した調査項目を基本とします。ただし、社会情勢の変化等がございますので、そういったことを考慮して項目の加除を行います。全50問程度を予定しており、項目としては、大きな項目で8つ、回答者の属性、それから全般的に住宅・居住環境に関する意識・志向について、それから住宅施策の個別の課題に関する項目、環境対策、地震対策、高齢社会における対策、それから公営住宅のあり方、景観・地域コミュニティについてといったことを調査対象としまして、最後にその他として、総括的に信州らしい住まいのイメージ、それから行政への要望といったことを自由記述でお答えいただければと思っております。項目の中で※印を付した項目が、今回、新たに調査項目として追加を考えている項目です。今、中古住宅市場ですとか、リフォーム市場の規模の拡大、またライフスタイルやライフステージに合わせた住み替えやリフォーム、そういったものが課題となってきておりますので、そこの設問を充実させております。

また、環境対策につきましては、2020年に住宅を含む全ての新築建築物の省エネ基準の義務化という方向性が示されておりますが、まだ県内におきましても対策が十分ではないという状況がございますので、そのあたりを掘り下げて聞くような質問の追加を考えております。

また、空き家に関しても、空き家率の上昇、また特別措置法が制定・施行されたというような状況の中、実情をお伺いできればと考えております。

具体的な質問の内容につきましては、別の参考資料1をごらんください。黒い文字で示してございますのが、平成22年にアンケートをした際と変更のない項目、それから赤い文字で示してございますのは、今回、追加をしたり、記載を若干改めさせていただいた部分でございます。

詳細な内容は省略させていただきますが、主な点といたしまして、例えば問7を追加しておりますが、子育て世帯における状況が把握できるようにということで、問7、18歳未満の方がいますかという項目を追加しております。

それから問11・12のあたりにつきましては、平成12年当時には設定があったわけですがけれども、今、住んでいる住宅に住み続けるという意思があるのかどうか、またその理由を、改めて設定させていただきたいと思っております。

それから問20から問27のあたりで、先ほども申しあげました住宅のリフォーム、あるいは住み替え等の満足度ですとか、不満な点ですとか、どの程度だったらリフォームしたいのかといったような内容を設定しております。

それから問29につきましては、県産木材に消極的な方の気持ちといいますか、最も気にかかる点はこういったところかということを設定としております。

問31から37のあたりににつきましては、環境配慮、省エネ化の設定として、関心のある点ですとか、長期優良住宅、低炭素建築物などの認知度等をお聞きしたいと思います。

それから問40ですが、耐震改修が、全国的にも同様ですけれども、目標に対して進んでいない状況の中で、その主な理由といったところもお聞きしたいと思います。

それから最後に、問49も追加しております。こちらは空き家の問題で、実際、県内の方が空き家に対して困っていることはこういったところかということ、さまざまな面からお聞きする設定を追加しております。以上がアンケートの項目についてでございます。

それから参考資料2を引き続きごらんください。前回、平成22年度に実施をしました県民アンケートの用紙になっております。こういった形で、今回のアンケートも最終的には整理をし、実施したいと思います。

それから参考資料3ですが、こちらは、5月22日に開催された国の社会資本整備審議会の住宅宅地分科会における資料のコピーでございます。国の全体のスケジュールとしては、4月に全国計画の見直しがスタートし、6月にかけて見直しにあたっての主な論点と目標設定の方向性について審議され、6月に方向性を固めて全体の枠組みを示すというような予定になっております。もう既に6月ですが、次回の分科会は23日に予定されているということでございます。その後、個別の論点の整理ですとか改定案についての審議を経まして、年明け、パブリックコメント・都道府県への意見照会、それから関係省庁との協議を経て、3月に閣議決定をするという予定になっております。

2枚目をごらんください。こちらが全国計画の見直しの概念図になっております。人口・世帯数の減少、少子高齢化等、我が国の社会経済情勢が変化し、国民の居住ニーズが多様化していく中で、国民が真に豊かさを実感できる社会を形成するために、豊かで持続可能な住生活を実現するというのが大きなテーマとして掲げられております。

社会経済情勢の変化ということで幾つか項目が挙がっておりまして、人の住まい方も多種多様なニーズがあるという現状において、それらを実現するために、住まいのあり方及び居住環境のあり方という面で目標の1から4を掲げて整理がされております。

めくって3枚目をごらんいただきますと、こちらが全国計画の目標設定の方向性の案でございます。一番左にありますのが、平成18年に住生活基本法が制定され、当初計画を決定した際の目標設定でございます。それからその右側が5年後の平成23年に一度目の見直しを行った際の、現行計画になりますけれども、そちらの目標設定でございます。さらに右側にありますのが、今現在、見直しの作業を進めております次期の計画の目標設定の方向性でございます。

全体をこう見てみますと、同じ内容のものは同じ色で表現されておりますので、追っていただきますと、幾らかマイナーチェンジですとか、組み替え等はございますが、大きな項目としましては、そこに掲げられている4項目ということになってございます。これは、一番右側に住生活基本法がありますが、第11条から第14条までに、「必要な施策を講ずるものとする」とされており、それぞれ法的な根拠があるということがあるかと思っておりますけれども、おおむねこういった方向性になっております。

まだ詳細はこれからというところもありますが、新しいキーワードとしては、目標4のところにあります「豊かなコミュニティの形成」といった観点は、これまであまり表には出てきて

いませんでしたので、そのあたりが新たな内容かなと思っております。説明は以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

○宮川委員

1点確認ですが、このアンケートの内容をここで全て審議するということですか。一字一句決めていくという意味ですか。そうするとかなり時間がかかると思うのですが。

○布山企画幹

この場では、全てを決めるということではなくて、これはあくまで案でございますが、こういった案に対して、委員の皆様のご意見を踏まえて、最終的には国のほうの計画等も確認した上で進めていきたいという趣旨でございます。

○村松委員

細部につきましては、ざっと見ても、いろいろ気になるところがありますので、それはここで出すのではなくて、委員から随時それぞれ出していただいて、それを事務局でまとめていただくことでよろしいのではないかと思います。細かい点につきましては、それを参考にさせていただくということとし、ここでは、大枠の中で何か疑問などがあれば出していただくということで進めていただくのがどうかと思いました。

○藤居会長

分かりました。細かい内容に関しましては、個々の委員さんお持ちだろうと思います。その辺に関しましては、後ほどまとめていただくとして、大枠の中で何か気になる点で、ご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。ではよろしく申し上げます。

○宮川委員

見直しのスケジュールについて教えていただきたいのですが。平成27年度、28年度にかけて、長野県の計画の見直しの審議をするということですが、例えば27年度に大体どのぐらい、そのための審議会を開いて、メインとなる28年度には、大体何回ぐらいでこの計画を取りまとめようとしているのかというスケジュール感を教えていただきたい。

それからアンケートは、2,000名という調査対象ですが、過去のこの手のアンケートは、年々回収率が低くなっているというような気もします。どの程度の回収率であればいいのかということと、何か回収率を上げるための努力を考慮しておられるのかという2点について、お聞きします。

○布山企画幹

まず初めに審議会の進め方でございますが、まずはアンケートを実施しまして、それがままりましたら、年内にあと1度か2度ぐらい、その結果を踏まえてご報告をしたいと思っております。

具体的に、その計画につきましては来年度、まだ回数は決まっておりませんが、複数回開催をして答申をいただければと考えております。

それから2つ目の回収率の関係ですが、今回は、ほぼ50%程度でございました。今回、具体的に回収率を高める方法ということでございますが、質問数をあまり多くならないように、前回プラスアルファ程度でおさめるというような工夫はいたしました。また、文章等が読みにくくならないように工夫をしているというところでございます。

○藤居会長

よろしいでしょうか。ほかにございましたらお願いします。

○場々委員

前のアンケートを見ますと、回答者の職業とか年収までありますが、年収まではいいと思いますが、職業を入れなかった理由をお聞きしたいと思います。

○藤原主査

前回ご質問をさせていただいた職業と年収につきましては、実は、前々回まではそういったデータを取っていなかったということ、それから、かなりデリケートといえますか、センシティブな内容にもなりますので、抵抗を感じる方がいるという声があること、それから、実際に取りまとめ、クロス集計をする中で、その項目での集計につきましては、前々回までデータを取ってなかったということもあり、活用の幅がそれほど広がらなかったということがあります。それから先ほど申し上げましたとおり、なるべく簡素に見やすくして回収率を高めるという工夫の中で、今回は割愛をさせていただこうと考えております。

○藤居会長

よろしいでしょうか。

○場々委員

結構です。要は、例えばランダムに回答者をやると、例えば同じ家でも、主婦が当たる場合もあるわけです。年収はいいとしても、そのあたりは何かあってもいいのかなと思ったりしたものですから、お聞きしました。

○藤居会長

ほかにございますか。

○村松委員

では何点か。まず、先ほどあった回収率に関して、こういうお話をすると怒られるのかもしれませんが、民間のアンケートですと、答えてくれた方々に若干のお礼みたいなものがあるわけです。こういうところではなじまないのかもしれませんが、今はふるさと納税のように税金にもお礼が出るような時代ですので、たとえわずかなものでもあるといいのではないかと思います。かなりボリュームのあるアンケートで、見ただけで嫌になってしまうというような内容

ですので、ちょっと難しいとは思いますがどうですか、というご提案です。

それから対象者に関してですが、選挙人名簿から無作為抽出ということですので、当然、在住している外国の方、国籍を取っている方、帰化人の方は選挙人名簿に載っていると思いますが、そうでなくて、いわゆる永住している方は、参政権がありません。そういう方については、対象からは外しているということになるわけですが、その辺のことについては何かお考えがあってなのかなということが一つですね。

それから、やはり対象者の方のことですが、選挙人名簿ですと、名前が特定できて、そこに郵送されるということになるので、個人情報をどこまで活用していいのかわかりませんが、性別とか、地域とか、そういうものは全て分かるのではないかと思います。そうしますと、最初の2番とか3番とか、こういう質問は、特にされなくてもよいのではないですか。特に2番の、あなたのお住まいの地域を選んでくださいという質問の回答で、市街地の周辺かどうかなどは、人によっては悩むような質問かと思えます。もしわかっていて、データがすぐ出るのであれば、そのほうが効率的というか、的確なものが得られるのではないのかということですね。そういう個人情報を活用することは、難しいことであればまた別ですが、そういうことも疑問を持ちました。

それともう一つは、無作為ということ、平均的な年代とか地域とか男女、それが偏らないようにアンケートをとることを考慮するのかなと思うんですが、無作為ですが、そういう個人の情報をもとにして何かバランスを考えて選別をしていらっしゃるのかなと、その点が気になりましたので確認していただければと思います。

#### ○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

#### ○布山企画幹

ありがとうございます。まず1点目、お礼の関係でございます。大変、なるほどなというご意見でございます。ただ、予算等の関係もございますのと、あと従前、今までやってきたこともございますので、今日のご意見ということで受けとめさせていただければと思います。

それから対象者の関係でございますが、基本的に選挙人名簿抽出というやり方が一番公正であると考えております。今、ご指摘のございました外国籍の方、あるいは永住外国人の方につきましては、選挙人名簿には出てこないということになるかと思いますが、そういった方のご意見については、別途、パブリックコメント等もございますので、そういった中で受けとめたいと思います。

それから選挙人名簿を使用する場合、性別等がわかるのではないかと、効率的に行う方法がないのかというご意見をいただきました。これにつきましては、ここで即答ができませんので、こういったやり方を、ほかの調査はどうやっているとか含めて、検討させていただきたいと思っております。

#### ○藤原主査

無作為抽出の方法につきましては、ここに二段とありますが、まず、地区の偏りが生じないように標本数の割り当てを行い、次に、市町村ごとに無作為に抽出をするという方法になりま

す。一定数が無作為に抽出することで、性別ですとか年齢については、統計的に処理ができるような形で無作為に散らばるとのことだと聞いております。地区的な偏りが生じないようにという配慮はさせていただきたいと思います。

○藤居会長

どうでしょうか。

○村松委員

そういう配慮がされているのであれば、結構です。

○藤居会長

先ほどの抽出の話がありましたが、今回、選挙人名簿からの抽出ということで、その抽出だけをこれによるということなので、その方は、どの地域にお住まいかとか、あるいは居住地などは、やはり書いていただかないと後の集計ができないというのが実情だと思います。

それから、答えと違う話で恐縮ですが、私の経験では、郵送配布回収で回収率、よくて30%、悪かったら20%ぐらいまでかなと思います。2,000名配布ということで、500から800あれば、まあまあかなという気はしております。ほかにございますか。どうでしょうか。

○宮崎委員

30番のあたり、新しく入れているところで、省エネルギー、長期優良、低炭素という言葉を入れています。果たして、一般の方たちが分かってこれを答えられるのでしょうか。何か、わざわざ重たくしているというか、分かりにくくされているような気がします。長期優良とか低炭素と言ってもわからないのではないかと思いますので、もっと単純質問のほうがいいのではないのでしょうか。長期優良や低炭素を知っていますかという質問なんだろうけれど、これについてどう思うというような質問は、ちょっと問題があるのかなと思いました。

それと28番で、県産材ということを入れていただいているのは、非常にありがたいことなんです。が、「最も気にかかるのは」と記載されており、何か問題ありきだろうっていう感じがします。逆に外材を使っていること自体も知らないお施主さんもいらっしゃると思います。「県産材というのがありますがどうですか」→「使いたいです」というふうになってもらうのでいいのではないのでしょうか。県産材で家は建てられますよということを知ってもらうことは、いいことでありがたいことですので、わざわざ最初から、品質が心配です、価格が心配ですというのを選ばせるのはどうかなと思います。質問が誘導的になっていくのかなというふうに思いますので、その辺は配慮していただければと思います。

言葉は、結構難しい言葉で、住宅用語になってきますので、もしこれが20歳の女性に当たったときに、これ、何なのって思うのではないかと思いますので、質問は、できるだけ分かりやすい簡素なものでいいのかなと思いました。

○藤居会長

ありがとうございます。どうでしょう。

○岩田建築住宅課長

今の省エネの関係ですが、やはり設問のところでは、省エネに関心がございますか、みたいな問いの中で、回答の一つの選択肢の中で幾つか出てくるようなことでないと、なかなかご理解は難しいかと私も思います。それから県産材の関係につきましても、設問自身をもっと前向きな、これからのというような内容にして、検討させていただきたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。この今のA3の紙のアンケート案ということで、このまま配布されるわけではないと思いますので、もちろん難解な語彙等は、説明が入るだろうというふうに思いますので。簡単な説明を含めて、答えやすいようなことで検討いただければと思います。ほかにございますか。

○村松委員

今回、追加していただいた空き家に関するアンケートが1項目あるんですが、この回答を見ますと、かなりいろいろなことを一つにまとめちゃっているように思われます。普通考えますと、まず、周辺に空き家があるのかどうかの確認、それから、それに対して問題を感じているか、あるいは何か迷惑なものがあるかどうか、それから、そういう空き家があった場合に、それをどういうふうに活用すればいいのかという利活用のこと、それからもう一つは、周りの、第三者の意識というか、住環境についてがありますが、この答えの中には、空き家の所有者が、その空き家をどういうふうにしようと思っているのかという、所有者の利活用ことがあり、それを全てこの一つの中に入れ込んでしまっているようです。スペースとかボリュームの関係で、どうしようもなく入れていらっしゃるのかもしれませんが、もう少し余裕を持って2項目に増やしていただいたほうが、答えやすいと思います。

それと、もう1点。このアンケートでなくて、国土交通省の5年ごとに実施している住生活のアンケートが、25年度のとき出ましたよね。その中でも空き家のことをやっているんですが、そちらのほうは、所有者が、空き家を持っていますか、あるいはそれをどうやって活用していますか、使う気持ちがありますかとか、そういうアンケートになっていますよね。だから全く今のこのアンケートとは逆の立場でやっています。そういうもののアンケートとの関連性とか考えて、こういう質問をされているのかどうかということも考えていただいたほうが、空き家については、いいのかなという気がいたします。

○布山企画幹

ありがとうございます。いろいろな内容が入っているのではないかというご指摘で、実情を申し上げますと、設問数をという関係でこうなってしまったというのは、そのとおりでございます。今のご意見を踏まえて、検討させていただきたいと思います。ただ、たくさんというのはちょっと難しいと思いますので、あとどういった方法が可能なのか、検討させていただきたいと思います。

○藤居会長

ほかにございますか。このアンケートの内容につきましては、細かいことも含めて何かござ

いましたら、事務局のほうにお伝えいただき、そこで修正を考えていただいたらと思いますので、よろしくお願ひします。

## (2) 長野県高齢者居住安定確保計画の一部改定について

### ○藤居会長

それでは、議事の2番へ移らせていただきます。(2) 長野県高齢者居住安定確保計画の一部改定ということにつきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

### ○三輪建築住宅課担当係長

建築住宅課担当係の三輪と申します。

それでは資料2に沿ひまして、順に説明をさせていただきます。

まず資料2-1、「長野県高齢者居住安定確保計画の一部改定について」をごらんください。計画の根拠法令としましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条となっております。条文につきましては、その下の点線の枠の中に記載してございます。こちらの規定の中で、都道府県がこの計画を策定することができるかとされており、現在までに40近くの都道府県で策定されているところとす。

同条の第2項におきまして、計画において定める事項というのが記載のとおり規定されておひまして、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標といった事項につきまして、計画によって定めているところとす。

このページの、右側の図ですが、この計画の位置付けと、関連する他の計画について図示してございます。右側のほうの図の中段に高齢者居住安定確保計画がござひます。その上の部分ですが、建設分野に長野県住生活基本計画がござひまして、こちらの計画に定める住まいに関する施策との整合を図っています。それから図の下になりますが、健康福祉分野ということで、下段にあります長野県高齢者プランにおけるサービス等の施策に関する部分とも整合を図っており、高齢者居住安定確保計画は、高齢者の住まいに特化した計画ということで策定されているものになります。

こちらの計画期間ですが、中段のこの四角の枠の中に記載がござひますが、平成24年から29年度までの6年間となっております。このたび高齢者プランについて、平成27年から29年までの3年間を計画期間とする第6期のプランが策定されました。今回の一部改定につきましては、この第6期の高齢者プランの策定に合わせまして、最新のプランとの整合を図るために、老人福祉・介護保険の関連部分について、目標、指標、それから最新データへの更新、制度改正等の変更点を反映させるといった内容となっております。

それでは続きまして、今回の一部改定のあらましにですが、資料2-2をごらんください。まずページの左側、計画の内容というところですが、こちらが計画の構成、いわゆる目次になっております。それから右側ですが、こちらが今回の主な改定事項を記載してあります。

上から順に追ってまいりますと、まず第1章、こちらは高齢者を取り巻く状況の箇所になります。こちらは、高齢者に関する直近のデータを更新しまして、最新の状況を反映させてあります。

それから第2章、第3章についてですが、まず第2章の高齢者の住まいに関する課題とし  
ては、高齢者を地域で支える仕組み、多様な住まいの確保、あるいはサービスの充実、こ  
ういったものが必要であるといった部分。それからそれに対する第3章の基本的な方向性、目指  
す姿、こういったものを記載した箇所になります。こちらの部分につきましては、今回の改定  
では特段の変更はございません。

それから第4章になりますが、こちらが施策展開を定めた部分になり、第1節から第3節ま  
で3つの施策の方向性というものに分かれまして、計画を策定しております。今回、高齢者プ  
ランの最新の内容に合わせまして、それぞれの施策の方向性の該当箇所のデータの更新、ある  
いは高齢者プランにおいて定められました目標、あるいは変更内容等を反映させまして、老人  
福祉や介護保険関連の施策展開等の部分について、居住安定確保計画へ反映させているとい  
う内容になっております。

それからページの左下に小さく枠で囲った部分がありますが、住まいに関する住生活基本計  
画、こちらに連動する部分につきましては、議事事項1のほうで話がありましたが、平成28年  
度末までに見直しが行われるということになっておりますので、計画の最終年度である平成29  
年度に見直しを行いまして、次期の高齢者居住安定確保計画として策定していくことになっ  
ております。

それでは、資料2-3をごらんください。こちらが今回の一部改定の案という冊子の形にな  
ったものです。こちらの冊子の中で網かけになっている部分が、今回の一部改定箇所になりま  
す。冊子の中、多くの場所にわたって改定箇所がありますので、主だった箇所について、簡単  
にご確認いただければと思います。

まず、1ページ「はじめに」というところ。こちらは、長野県の総合5か年計画「しあわせ  
信州創造プラン」が平成25年度から策定されて現行の計画としてございますので、そちらを反  
映させたというところで、高齢者プランとはちょっと違いますが、ここの部分を置き換えてご  
ざいます。

それから6ページ以降は、先ほどあらましの中でも申し上げました、第1章高齢者を取り巻  
く状況の部分になります。こういった部分でございます統計的なデータ、あるいはグラフ等、  
高齢者プランで最新のデータ等が反映されましたので、それをこちらの計画にも反映するとい  
った更新を行っております。

以降、第2章高齢者の住まいに関する課題、第3章基本的な方向性、それから21ページ以降  
は第4章の施策展開という形で、それぞれ計画を規定してございます。今回の一部改定の例と  
して、住まいに関する部分ということで、44ページ、一つの例としてご説明させていただきま  
すが、こちらは第4章の施策展開の中の方向性の一つに、ニーズに応じた高齢者の住まいの安  
定的な確保という部分がございます、その中の一つ、住まいとしての施設の確保の部分にな  
ります。

44から45ページにつきましては、介護保険3施設の現状と課題を記載した場所になります。  
この網かけの一番上の丸印ですが、こちらは特別養護老人ホームについて、整備促進に伴い、  
待機者数が減少に転じたといった状況、そのデータを反映させた部分になります。それから一  
番下の部分は、入所する方が原則として要介護3以上になったという、計画策定以降の変更点  
がございましたので、そういった部分を反映させております。

それから46ページになりますけれども、こちらは、その他の居住系施設のサービスの安定的

な確保、その現状と課題の部分です。上から2番目の丸印、こちらはサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が増加しているということで、数値等を含めて置きかえております。計画策定当時はまだこの制度ができた直後であったんですけども、その後の状況、直近のデータを反映させているというところになります。

それから下から3番目の丸ですが、こちらは消防法施行令の改正によりまして、スプリンクラー設備の設置義務の対象施設が変わったといったような改正点、こういった部分も今回の改定の中で反映させているというところになります。

48ページからが、これらの現状と課題を受けました施策の展開を定めた箇所になりますが、こういった部分につきましても、上から2番目の丸ですが、特別養護老人ホーム等については引き続き計画的な整備や改築を支援していくとか、下から2番目につきましては、入所が要介護3以上が原則ということになったことに伴いまして高齢者プランの内容が変わっていますので、そういった変更の内容を反映させているというところになります。

それから49ページの上の部分の目標値ということでございますけれども、こういった高齢者プランに基づく目標値につきましても、今回、平成29年度を目標年度とする最新の高齢者プランに合わせた目標値に更新しているといったような内容になっております。

このような形で第4章の施策展開につきまして、老人福祉・介護保険に関する現状であるとか、施策内容について全体的に最新のプランとの整合を図るという一部改定案になっております。

それから目標値ですが、71ページ以降に目標達成指標の一覧ということで、それぞれ掲載してございますので、こちらのほうもごらんください。説明は以上になります。

#### ○藤居会長

ありがとうございました。高齢者居住安定確保計画の改定ということにつきまして、今、説明がございました。この改定案の審議は、今回だけになりますか。

#### ○布山企画幹

住宅審議会においてご意見を伺うのは今回だけでございます。

#### ○藤居会長

中身がかなり多く、大変な内容なんですけど、ざっと見ていただいて、お願いします。

#### ○村松委員

1点、確認ですが、資料の32ページ・33ページ、ライフスタイルに合わせた“住まい”というものがあまして、ここに資料が載っています。国土交通省の住宅・土地統計調査ですが、なぜかこだけ20年のものが載っていて、ほかは全部25年です。25年のものがなくて20年を載せたという意味なんではないかというのが1点です。

それと、先ほど、前のアンケートのときにもお話しした住生活総合調査、国のアンケートに比較しようというデータは、ここには見た感じでは一切出てきませんが、あんまり有効な資料が、データがないということで採用されてないんじゃないでしょうか、その2点です。

○三輪担当係長

まず、この32・33ページでございます住宅・土地統計調査の関係ですが、こちら、25年度の数値はありますが、計画策定当時、そういったデータのもとに推計をしているということで、詳しい推計方法等が国のほうから示されたりして、それに基づいて策定しているという経過がございます。今回、まだそこまでの情報等がこちらに来てないものですから、住生活基本計画の見直しの作業の中で国の推計方法を参考にした作業が出てまいりますので、そういった部分を踏まえて、次期改定では最新のものへ置きかえていきたいと考えております。

それからアンケートにつきまして、高齢者に関するアンケートは最新のものに置き換えてありますが、住宅にかかるアンケートにつきましては、一番は議事事項の1でご説明しましたアンケートを踏まえて、次回の見直しの中で反映させていきたいというふうに考えております。

○藤居会長

よろしいでしょうか。ほかに。

○宮川委員

66ページの医療・介護人材の確保というのは、非常に重要な課題だと思います。下の目標値を見ますと、現状の2年間で2,000人増えている。しかし目標値からすると、3年で7,000人増やすということですよね。だから実績からすると、相当思い切ったことをしないとできないのかなという感じがします。その上のところに幾つかの丸がある中で、3つ目の丸のところ、介護職員の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、労働環境の改善に向けて幅広い支援を行いますとある。介護報酬も上がってはいますが、実際にそういう人を定着させる、そして大幅に増やしていくためには、労働環境の改善というのは極めて重要だと思いますが、ここで言う、県が行う支援とは一体何なのかということをお教えください。

○油井介護支援課企画幹

介護支援課の油井と申します。人材確保の方針につきまして、県の財政的な仕組みとしますと、消費税を財源としました地域医療介護総合確保基金という医療と介護に連なる基金を、国から3分の2頂戴しまして、県費3分の1で、予算を構成しています。そのうちの介護分が大体16億円ぐらいございまして、そのうちの多くは、先ほど申し上げました特別養護老人ホームの施設整備を実施したという費用がかなりなんです、人材養成の部分で約1億円ぐらいございますので、その中で事業を考えて、今後、実施していくということでございます。具体的には、人材の養成につきましては地域福祉課で事業を実施してまいります。

○宮川委員

そういう施策を通じて、この目標値である3年で7,000人増やすということは可能なんですか。

○油井介護支援課企画幹

正直言って厳しいですけれども、それに向けて、来年度はなんとかやっっていこうということでやっております。

○藤居会長

よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

○村松委員

すみません、どこというわけではないのですが、例えばこの25ページ、地域のコミュニティ、色が変わってないところは、文言が3年前と同じということですよ。

○三輪担当係長

そうですね、ここは。

○村松委員

例えば25ページの上から2つ目の丸、特に近年、高齢者云々とあり、最後のほうに、そういう取り組みが必要ですよと、投げかけをしているんですが、それを受けて、実際、施策があったりしていると思うんです。普通考えますと、必要なことはわかります、でも、必要で3年間やってきているわけですから、「さらに増えています」とか、あるいは「改善が少し遅れています」というように、何か変わってもいいのではないのかなと思います。全く言葉も同じだと、3年間、何もしてなかったのかなということになってしまいます。3年前のものを比べるわけじゃありませんけれども、3年前のものとも変わっていませんと言われたので、3年前の文章をそのまま使っているとはいかなものかなと。比較はできませんので、これを見てそういうふうを感じる方はいないとは思いますが、ただ、つくる方は、これまでもやってきているんだというものが、あってもいいのではないかと思います。実際、この25ページについては、買い物弱者の人に対して、県でいろいろな体制とか整備しています。具体的なものを書いてくださいという意味ではないのですが、やってきているものは、こういうものにあらわれてもいいのではないかなという気はいたします。

○布山企画幹

ありがとうございます。今のご意見、表現についてということでございます。この計画は、基本的には29年までの計画でして、今回、データ更新等が主なものとなってきておりますが、今、内容について、やられている部分というようなお話がございました。データ以外の部分は、見直しをして適宜直した部分もございますけれども、再度、中身については精査をしたいと思っております。ありがとうございました。

○藤居会長

よろしいでしょうか。今の話に関連してですが、これは29年度までの計画ということなので、この後、大きな改定、改正になったあかつきには、従来の目標設定がどうなったかという評価等をいただいて、次の段階で新たな目標値というものの設定をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ちょっと内容が多いのでこのくらいしかできないのですが、何かございましたらまた事務局のほうへ連絡いただきたいということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

### (3) 長野県公営住宅等長寿命化計画について

#### ○藤居会長

では、3番目の議事、長野県公営住宅等長寿命化計画につきまして、事務局からご説明をお願いします。

#### ○林建築住宅課企画幹

建築住宅課の公営住宅室整備係長の林と申します。よろしくお願いたします。

お手元の資料3、長野県公営住宅等長寿命化計画の見直しについてご説明いたします。昨年の10月の審議会で、計画見直しの方向と、それから県内の公営住宅、県営と市町村営の住宅のストックの現況について説明させていただいていますが、今日は、これ以降の見直しの進捗状況についてご報告させていただきます。

最初に、前回審議会で説明させていただいた資料によって、概要の説明をさせていただきます。左上の概要のところ、策定の趣旨について、平成21年の国の通知によりまして、公営住宅の更新とストックの維持管理について、コスト縮減を目的として、長寿命化計画を策定するとされました。既存の公営住宅をそのまま更新・維持管理するのではなく、需要に対応する供給戸数を極力数値数量化して計画することになりました。これは、平成31年度末までの10年間で期間として策定いたしました。5年経過し、見直しの時期となっております。

左側の中ほど、公営住宅必要戸数の推計、既存ストックの活用方針は記載のとおりでございます。公営住宅ストックの現況ですが、地方事務所管内ごとに県営と市町村営との割合を円グラフで示したものです。ちょっと管内のばらつきがあるなということがここでおわかりになるかと思えます。

それから、左側の下の棒グラフ、これは、建設年度別のストックの状況でございますが、昭和40年代に、平屋建てだとか2階建てといった低層の住宅が大量に建設されまして、現在、これらの老朽化が進み、耐用年数等の関係でそろって更新を検討するといえますか、あり方を考える時期を迎えております。

2番の長寿命化計画見直しの視点についてですが、①公営住宅の役割につきましては、記載のとおりでございます。ここで、供給戸数の推計方法ということで、平成22年の策定時は、ちょうど平成17年の県内の公営住宅の数が、県内の全世帯数の4%であったということで、10年後もこの4%くらいを目標とするという考え方でございました。

今回の見直しでは、公営住宅に入居する必要がある要支援世帯の数、これがそのまま需要ということになります。これをより正確に把握するため、最新の住宅・土地統計調査結果から、国が示す算出方法に基づき、公営住宅がカバーする必要がある世帯数を推計した上で、必要戸数を検討するというところでございます。

次に②の県営住宅の役割についてです。高齢化社会が進んでいく中、公営住宅は、衣食住の衣食と合わせて、住まいの提供ということだけではなくて、健康や見守り等の福祉の分野、コミュニティの形成や地域、まちづくりの分野との連携が、ますます必要になってまいります。地域づくりの観点から、地域の実情に応じた対応が必要となりますので、市町村が主体となっ

ていただき、県は市町村公営住宅の事業を補完する役割としたいと考えております。しかしながら、具体的には、個別の団地ごとに市町村と十分な協議をしております。

③の地域の需要に応じたストックマネジメントにつきましては、先ほどお話ししたとおり、地域によって県営と市町村営の割合に差がありますので、これを市町村と協議して、なるべく均一になるように改善しております。

④の既存ストックの有効活用についてでございますが、建替につきましては、一旦建て替えますと長期に使用するという、それから昨今の厳しい財政状況ともあわせまして、老朽だけを理由とした建替事業ではなくて、事業主体変更を前提とした場合であっても、まずは、地域ごとの需要推計と、必要な供給戸数等について、市町村と協議することがまず必要でございます。その上で、状況に応じてはリニューアル事業による活用も検討しております。

維持・管理につきましては、耐用年数を踏まえまして、中高層の建築物が中心となっておりますが、低層の住宅につきましても、地域における必要性を見極めた上で、しっかりと管理しております。

廃止につきましては、耐用年数ということから、低層の建物について廃止を検討する時期が到来しておりますが、これも、繰り返しになりますが、一律に廃止ということではなく、地域の需要推計を考慮しております。耐用年数が経過した団地の中には、老朽化により空き家等が生じ、周辺環境まで悪くなっていくということもございますので、適切な環境の住宅を提供するという観点から、住まわれている入居者に丁寧な説明と対応をしながら、移転集約等を計画しております。

市町村への移管につきましては、老朽した団地を移管した場合、修繕等の維持・管理の市町村負担が大きいのとお話がございます。移管後に市町村の負担とならないように、質のよい比較的新しい住宅について、これをさらに移管の前に必要な整備を加えた上で、修繕等の維持・管理費があまりかからない状態の住宅として移管できるように、市町村と協議をしております。ここまでが前回の審議会での説明でございます。

続きまして、10年後の公営住宅戸数の試算についてですが、先ほどのA3横長資料の右上部分、公営住宅にてカバーする、要支援世帯数の推計について、現在の状況をご説明いたします。

平成25年の住宅・土地統計調査の結果が今年の1月20日に公表となりました。その後、調査結果を用いた要支援世帯の推計を民間のコンサルタント業者に委託しております。公営住宅でカバーする要支援世帯とは、住宅に困窮していることが前提ですので、民間賃貸住宅に居住する世帯がまず対象となっております。この世帯のうち、調査結果から公営住宅がカバーする要支援世帯、住んでいるアパートの面積等の状況により支援が必要な世帯が10年後にどのくらいの数となるかを算出いたします。3月末に推計の結果が出ております。

その下の推計結果とあるところでございますが、平成28年から平成37年の今後の10年間の間に、県内の合計では、14,578戸が要支援世帯の数となります。ここの表のところ、①②③④とあるのは、イメージ図の①～④に対応しております。

次に、この推計結果から公営住宅の必要な供給戸数を考えてまいります。10年後の供給戸数を検討いたしますが、これ、簡単に言いますと、14,578戸が10年間に発生する支援世帯の数なので、この世帯が10年間で公営住宅に入居できればよいとなります。これは、この数の分だけ新しく住宅を建設するというのではなくて、公営住宅も民間のアパートと同様に、退去される方がおられますので、そこに入居いただくと考えます。言いかえますと、10年間に退去する

住宅がどれくらいあって、そこに入居できる数が14,578戸あればよいとも言えます。

これを式にあらわすと二重丸のところの式になります。要支援世帯数は、推計結果から県全体で14,578戸としていますが、これをどこまでカバーするか、県営だけでなく市町村営住宅もございますので、これも市町村と協議をしまいいります。

また、退去した住宅に入居と説明しましたが、退去を空き家発生率ということで式の中に入れてあります。県営住宅の場合では、平成21年度からの5年間の平均で5.6%という数字が出ております。14,578戸と5.6%を仮に式の中に入れて計算しますと、約26,000戸となります。

本年4月1日現在で、県営住宅が15,321戸、市町村営住宅が17,870戸、合計で33,191戸が県内にございますが、これ、先ほど説明いたしましたが、耐用年数が経過して老朽した住宅もこの中に含まれています。これらも考慮しながら、市町村とその地域ごとの公営住宅の供給戸数について、計画、検討していく必要がございます。

今後のスケジュールでございますが、5月の中旬から、必要な公営住宅の数について県と協議いただくため、市町村ごと細かい推計結果を示しながらご説明をし、まずは、推計結果に対する市町村の考えをまとめていただくようお願いをしております。推計結果に対する市町村の考え方がある程度出たところ、6月からとありますが、それを地域の公営住宅の戸数や老朽化など、県営と市町村営のストックの状況を照らし合わせまして、市町村と協議調整を図ってまいいります。11月までには計画素案を策定、年度内に計画決定、公表できるように進めてまいいります。説明は以上でございます。

#### ○藤居会長

ありがとうございました。公営住宅等の長寿命化計画の見直しに関し、今後の考え方等についてということでございますが、何か意見等がございましたらお願いします。

#### ○村松委員

よろしいでしょうか。今、係長が言われましたけど、資料を見た限りでは、前回とは全く変わってないですね。どこか、変わっていますか。

#### ○林企画幹

資料3のA3横長の資料のほうは変わっていません。

#### ○村松委員

1点お聞きしたいのですが。全体的にどういうふうにしていくかということの中で、長寿命化計画ということなんですが、昨年、国のインフラ長寿命化基本計画に沿って、都道府県の公共施設もその管理計画を策定してくださいというお話が来ていると思います。県もそれを今されているのではないかなと思います。それとこの計画とは何か関連性があるのでしょうか。

#### ○伊藤建築住宅課公営住宅室長

公営住宅室長の伊藤です。今、そのインフラの関係で、国を筆頭にして計画がいろいろ乱立している状況で、皆さんもよくわからないと思います。県でも、今、インフラの総合管理計画に着手しているところですが、それにぶら下がる、例えばこの公営住宅の長寿命化計画ですと

か、橋梁だとか、道路とかで、細部についていろいろぶら下がっているものがありますので、その辺どうするかということを検討しているところです。

その総合管理計画につきましては、おそらく今の流れですと、今年度中の計画ではなく来年度になりそうです。ただし、それぞれ計画年度があるものですから、時期を明確にするのではなく、長寿命化計画なりそれぞれの計画プランというのは尊重しつつ、それを集大成していくというような流れになっている状況です。

それから、今日、お話ししました公営住宅のこの長寿命化計画も、基本的にこれは、公営住宅を建設する際に、国庫を申請する際のもと計画になるもので、法律に基づいた計画ではありません。冒頭ありました議題の住生活基本計画を親計画とする、それに連なる計画という位置付けにもします。この住生活基本計画も1年かかるわけですから、策定は平成28年度末になってしまうのですが、この公営住宅の長寿命化計画は、1年先行しておりますが、始期は同様に28年度ということで、住生活基本計画にのみ込んでいくような形で策定していただくということでございます。

#### ○村松委員

今の公共施設等の総合管理計画は、各市町村もつくるようになっていくということだと思います。1点は、先ほど市町村のほうに施設を移設すると、お願いするというお話ですが、私は長野市なんですが、長野市でも、いわゆる公共施設を何割か少なくしようと、これ、多分、どこの市町村もあると思うんですね。その管理計画なりで総合的に考えていきなさいという流れの中で、移管、調整するというお話ですが、果たしてうまくそういうものが移管できていくのでしょうか。

それともう一つ、前回もお話ししたのですが、その管理計画の中で、一つの手法として、先ほどの説明の中に、②の中にまちづくりというものがありましたけれども、将来的なまちづくりの観点から、いわゆる手法としてPPP、PFIを活用したらどうですかということも指針の中では言われているわけです。前回のときには、それは難しいですねというお話で終わっているんですが、できたらそういうことも改めて考えていただきたいなということです。2番目は要望ですけれども、1番目のものは、市町村にうまく移管できますかということをお尋ねしています。

#### ○伊藤公営住宅室長

私ども、市町村とお話しする中でも、やはり、市町村の立場からすると、県から受けるメリットは何なのかというのが、最初に出てくる言葉なんですね。私どもとすれば、市町村がなかなか整備しにくいところを、県も一緒になって整備し、一定期間になったら受けてくださいとか、いろいろな話をしておりますが、実際その移管が全て達成するというのは、なかなか難しいと思っておりますので、全てそれを反映した数字になるかどうかということではございます。今、市町村と協議している中で努力をするなり、私ども、その辺は推進していきたいと考えております。

また、PFIとか、その辺も国のほうでも盛んにやれやれと。やはりまちづくりというのは、県だけじゃなくて、市町村と一緒に考えていく話になってくると思います。それも公営住宅だけではなくて、民間のいろいろな、最近、CCRC等、いろいろな概念が出てきていますが、

そういった手法を取り入れるときに、まさに市町村とどのようにまちづくりをしていくかという観点で話していく中で出てくれば、検討するという余地もあるのかなと考えております。

○藤居会長

ありがとうございました。ほかには。

○宮川委員

質問なのですが、今回出た推計結果、14,578世帯というのは、結局この資料3のところにある公営住宅の県ストックが33,683をここまで減らすということではないんですか。もう一度教えてください。

○林企画幹

わかりにくい説明で申し訳ないです。14,578というのは、今現在、民間住宅に住んでおられるという方のうち、所得が低かったり、あるいは所得や収入の割に高いお家賃を払っているとか、あるいはあまり住環境のよくない、狭いアパートに住んでおられるなど、そういった方の数が、10年間で14,578世帯があるという推計結果が出ているということです。14,578世帯を10年間で公営住宅の中に入れていけばいいとすると、1年間で1,457.8ですね。だから年間で1,500戸くらいの方が公営住宅の中に入れていけばいいと。公営住宅は、今現在、3万戸程あるものですから、例えば3万戸の5%という1,500戸となります。そうすると、単純に3万戸あれば、5%の退去率で10年間では15,000戸空きが出て、この14,578世帯の方たちもみんな入っていきますよという、そういう数字になってきます。これを、市町村営だとか、県営だとか、本当はもうちょっと分析しなければいけないのですが、21年から25年の県全体の退去率で見ますと、5.6%くらいあるので、これを計算すると26,000戸くらい県住と市町村営住宅があればいいということになります。

ただ、県営も市町村営も大分くたびれた住宅もございまして、それをそのまま使っているかどうかという課題もあります。先ほど昭和40年代のところに大分ストックがたまっているってお話をさせていただきましたが、そこらあたりがどんどん更新の時期を迎えるので、その部分を廃止していくのか、やっぱり圏域では必要だから建て替えるのか、リニューアルしていくのか、県も市町村も一緒の場所で話し合いをして、協議をしてというような形で計画をつくればと思っています。

○藤居会長

よろしいでしょうか。この見直しに関しましては、年度末か、審議会に説明があることになりますか。

○林企画幹

先ほど、年度内にもう一度くらいは審議会というようなことでご予定ということで聞いておりますので、また、その段階でもう少し進んだもの、市町村との協議の結果とかもあわせてまして、ご報告できればと思っています。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。これに関しましてもまだ何かございましたら、事務局のほうへご連絡をよろしく願いいたします。では、今日、予定いたしておりました議事については以上でございます。皆さんのほうから、県のまちづくりに関してとか、住環境とか、あるいは住まいに関して、ご意見などがございますか。

○畠山委員

住宅審議会のほうでお話している内容なのかどうか、よくわからないのですが。例えば、最近有料の老人ホームが非常に増えてきています。介護保険とはかかわりのないものなのですが、そこに高齢者が移り住んできている現状があります。そうすると、戸数や世帯数の面で、長野県内での増減はどうなのでしょう。また、それに付随して、有料老人ホームに入っている方々が、本当にその地域の中でコミュニティとしての関係性が築かれているのでしょうか。永年住んでいた住み慣れた場所ではないところに住まいを移したときに、その人たちの、その地域の中での生活は本当の意味での地域と関係性が上手く構築できないのではないかと心配でなりません。そういう点も視野に入れていただいて考えていただければ、まちづくりという面からも重要なものとなるのではないのでしょうか。閉じこもりによる生活の質の低下や廃用症候群の悪循環を招かないように考えていただきたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。

○油井介護支援課企画幹

介護支援課の油井と申します。今、畠山委員さんのおっしゃったのは、まちづくりの中での有料老人ホーム、例えば設置される地域によっても閉鎖性が解除できる部分も出てくるだろうという趣旨でおっしゃっていると思いますけれども、介護保険のレベルでも、今のお話、有料老人ホームが、どちらかという閉じ込められたような雰囲気になっているというところが確かにあるかと思えますので、介護保険的なところでは、国のほうからも有料老人ホームの指導指針をつくるように、改定するように言われていますので、それが全てそういうものをカバーできるわけはありませんけれども、県として行政指導としてやれるところはやっていきたいと思えますし、あとケアマネージャーという方々もおりますので、そういう方々とも力を合わせる中で、今後、国が進めようとしている介護予防も、外へ出て行って閉じこもりにならないような形で介護予防を行うという、今、方向性も出ていますので、そういう中で福祉のサイドでできるところはやっていきたいというように思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では以上で今日の議事は終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 4 閉 会

##### ○布山企画幹

ありがとうございました。本日、藤居会長様をはじめ委員の皆様には、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、岩田建築住宅課長よりごあいさつを申し上げます。

##### ○岩田建築住宅課長

本日の議題につきまして、各委員さんから貴重なご意見いただきました。ありがとうございました。いろいろご意見の中でありましたけれども、住宅に関する課題それから施策につきまして、細部にわたるものがございますので、今後とも各委員さんのご協力、ご意見をいただくようお願いいたします。以上をもちまして、閉会のあいさつといたします。本日はありがとうございました。